

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 旭川国民年金 事案572

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から49年3月まで  
② 昭和50年4月から同年12月まで

私の国民年金への加入手続は、20歳を2、3年過ぎてから、母親がA市役所で行い、その際に同市職員から、遡って国民年金保険料を納付するように言われたため、母親がB郵便局で保険料を納付してくれた。

その後、C県に働きに行くことになり、母親から国民年金手帳を渡された際に、「今までの国民年金保険料は全部納付したので、これからは自分で納付しなさい。」と言われ、その後の国民年金保険料は自分で納めてきた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「20歳を2、3年過ぎてから、A市役所で母親が国民年金への加入手続を行い、母親がB郵便局で国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和50年4月頃と推認でき、申立人の母親が国民年金への加入手続を行ったのは同年4月頃と考えられる。

申立期間②については、申立人の母親が、申立人の国民年金への加入手続を行ったと考えられる昭和50年4月以降、当該期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、母親は申立人の保険料を納付するために、国民年金の加入を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の母親は保険料を完納している上、オンライン記録から、母親が申立人の国民年金への加入手続を行った時点で、申立人の国民年金への加入手続を行ったA市役所に

において、保険料の納付が可能であった昭和49年4月から50年3月までの保険料を納付していることが確認できることから、母親が現年度納付の可能な申立期間②の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時点において、当該期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間のうち、時効にかからない期間である昭和48年1月から49年3月までの保険料は過年度納付ができたものの、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立人の保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 旭川国民年金 事案573

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、妻に勧められて、昭和47年10月頃にA市役所で国民年金への加入手続を行った。

申立期間当時の国民年金保険料は月額400円ほどだったので、遡って納めることが可能だと思ったことを覚えており、昭和48年1月頃にA市役所でまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の強制加入被保険者及び任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和47年11月頃に払い出されていることが推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は全て過年度保険料として納付することが可能である上、過年度保険料としてのみ納付することが可能であった昭和46年度の保険料は納付されていることから、申立人が過年度保険料として納付することが可能であった申立期間を含む全ての期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月及び同年7月

私の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、平成8年6月の離職時に、私が妻の年金の種別変更手続も兼ねて一緒に行い、送付された納付書で同年の7月か8月に申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間における妻の国民年金保険料は納付されているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月の離職時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、送付された納付書で同年の7月か8月に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の年金手帳には、保険料の納付に必要な国民年金手帳記号番号の記入が無い上、申立人に対して申立期間に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、オンライン記録から、申立人が、平成8年6月頃に、申立人の年金の切替手続と一緒にいったとする妻の年金の種別変更手続は、9年7月29日に事務処理が行われていることが確認でき、申立人の主張する時期と異なる上、申立人の申立期間は国民年金への未加入期間となっていることから、申立人に対して国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案 813（事案 159 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
昭和 46 年 6 月から 47 年 10 月まで株式会社Aで勤務していたのに、同年 3 月 1 日に資格喪失した記録になっている。前回の申立時に提出した給与明細書は、申立期間よりも前のものだと言われたが、平成 20 年 4 月に社会保険事務所（当時）の相談員に給与明細書は申立期間のものだと言われたことと、当時の同僚から、私が勤務していたことを第三者委員会の調査員に証言したと聞いたので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出された給与明細書には、会社名及び年度の記載は無く、記載されている厚生年金保険料の控除額、並びに当時の保険料率及び標準報酬月額から、昭和 46 年 11 月より前の時期のものと考えられること、ii) 当時、株式会社Aは営業社員の出入りが多かったため、個々の営業社員の退職時期は特定できないとの証言を得たこと、iii) 申立人が唯一記憶していた同僚にも、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いこと、iv) 当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料等は残っていないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 12 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は平成 20 年 4 月頃に、社会保険事務所の相談員から前回の申立時に提出した給与明細書は申立期間のものだと言われたこと、及び 22 年に申立期間当時の同僚から、前回の申立時に、当委員会の調査員に対し、申立人が株式会社Aに勤務していたことを証言したと聞いたことから、再調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、当該社会保険事務所の相談員について、申立人は、40代くらいの男性だったことしか記憶していないため、当該相談員を特定することはできない上、申立期間に係る勤務実態を証言したとする同僚は現在の連絡先が不明であり、申立人も、当該同僚の連絡先については分からないと述べていることから照会できず、申立人の主張を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

また、新たに申立人に係る株式会社Aの雇用保険の加入記録（昭和46年6月1日取得から47年2月29日離職まで）が確認できたものの、当該加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことは確認できなかった。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から9年1月7日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）には、平成6年の入社以来、11年に65歳で退職するまで継続して働いており、申立期間にも給与から厚生年金保険料が引かれていたのに、申立期間の加入記録が途切れているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は、平成6年1月1日取得から7年6月1日喪失まで、及び9年1月7日取得から11年7月1日喪失までとなっているところ、雇用保険の加入記録（平成5年6月7日取得から11年6月30日離職まで）、及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立期間中にA株式会社から給与が振り込まれていることが確認できることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B株式会社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（平成6年1月1日取得）及び同喪失確認通知書（平成7年6月1日喪失）、並びに同資格取得確認および標準報酬決定通知書（平成9年1月7日取得）及び同喪失確認通知書（平成11年7月1日喪失）に記載されている資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の通知書（平成6年1月1日取得）には社会保険事務所（当時）の平成7年5月23日付けの確認印が押されていることから、A株式会社では、申立人の厚生年金保険被保険者資格を遡って取得させたことが確認できるところ、申立人は、「遡って厚生年金保険に加入したことは、会社から説明があ

った。会社が支払った（被保険者負担分の）保険料を支払うように言われ、毎月給与から引かれていた。引かれていた時期は分からないが、通帳の記録で振込額が少ないところではないかと思う。」と述べており、申立人から提出された預金通帳の写しによると、同社が申立人の資格取得届（平成6年1月1日取得）を遡って提出した後の7年7月7日（平成7年6月分給与）から8年3月7日（平成8年2月分給与）までの期間に係る給与振込額は、当該期間の前後の期間より低額となっているが、当該期間に係る各月の給与振込額に、遡って加入した期間の健康保険料及び厚生年金保険料の総額を当該期間の月数で除した額を加えると、前後の期間の給与振込額と同額程度となることから、申立期間当時に給与から控除されていた保険料は、遡って加入した期間に係る保険料であったと考えられる。

さらに、申立人は60歳（平成6年\*月\*日に60歳到達）で年金受給の手続をした後で、社会保険事務所から過払いの年金を返すよう連絡を受けたことを記憶しており、申立人に係る年金額改定の記録によると、平成6年2月から7年6月までの期間に支給された年金は、厚生年金保険の被保険者資格取得（平成6年1月1日）により過払調整がなされているところ、7年4月からの厚生年金保険法の改定により、受給権者が被保険者の場合に係る特別支給の老齢厚生年金については、最低でも2割が支給停止される仕組みとなっていたが、申立人が被保険者資格を喪失（平成7年6月1日）した後の7年7月からは老齢厚生年金の調整処理はなされていないことが確認できる。

加えて、申立人と同様に雇用保険の加入記録は継続しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が途切れている期間のある複数の同僚は、「継続して勤めていたが、保険料負担を減らすために会社に申し出て（社会保険に）加入するのをやめてもらった。その後で、また加入させてもらった。」と述べており、厚生年金保険に未加入となっている期間に、給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

その上、B株式会社からは、「平成9年1月以前の賃金台帳は保管していない。」との回答を得ており、当時の事務担当者も、「従業員が多かったため、個々の保険料控除については覚えていない。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで  
② 平成 15 年 9 月

申立期間①について、A株式会社からは勤務期間に給与明細書はもらっていないが、金融機関に振り込まれた給与の金額を見ると、この期間の給与は平成 13 年度よりも 3 万円程増え、手取りは 18 万円よりも多くなっている。標準報酬月額がこの期間だけ 20 万円から 18 万円に下がっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、同社から平成 15 年 9 月に賞与が 10 万円支給されているのに、賞与の記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額は 18 万円と記録されており、申立人は、平成 14 年 7 月 1 日から標準報酬月額が 20 万円から 18 万円に下がっているのはおかしいと申し立てしているところ、申立人の給与振込先銀行からの回答により、A株式会社からは毎月、申立期間の標準報酬月額に見合う報酬月額以上の給与の振込みがあったことは確認できる。

しかしながら、申立人が提出した平成 14 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人の主張する 20 万円の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料の控除額を下回ることから、申立人が、申立期間に係る給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除さ

れていたことは確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、A株式会社は既に解散しており、元事業主に照会を行ったものの回答は無く、申立内容を裏付ける資料及び証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A株式会社から平成15年9月に賞与が10万円支給されているのに、オンライン記録では、当該賞与の記録が漏れていると主張しているところ、前述の給与振込先銀行からの回答により、同年9月には、給与と考えられる振込額の記録以外は確認できないが、同年8月13日付けで、給与とは別と考えられる振込額（10万円）の記録が確認できる。

しかしながら、A株式会社において平成15年8月及び同年9月に厚生年金保険の被保険者であった同僚の記録を確認したところ、当該期間当時に賞与の支給記録がある者は見当たらない上、これらの同僚に照会を行ったものの回答は無いことから、前述の振込額（10万円）が賞与であったことを確認できず、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

また、B市は、「申立人は、平成16年度分（平成15年所得分）は所得未申告のため、税務関係資料は無い。」と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 50 年 4 月まで  
株式会社Aには知人の紹介で入社し、同社B支店で営業の仕事をしていた。私の義弟が株式会社AのC支店で働いていたことがあり、同社で働いていた頃の年金をもらっていると言っていたので、私にも同社での厚生年金保険の加入記録があるはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚のうち三人に、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録が確認できること、及び申立人の義弟の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和45年7月1日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所になった記録は見当たらない。

また、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったときに被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、回答があった者のうち、申立期間当時、同社のB支店で勤務していたと回答した二人、及び回答内容から同支店で勤務していたと考えられる者三人は申立人の記憶は無いと述べている上、前述の申立人が記憶していた同僚三人も、居所不明や死亡により照会できず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の義弟は、「年金をもらっているので、株式会社Aで働いていた期間の分も含まれていると思っていた。」旨を述べているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録は確認できず、申立人が記憶していた別の同僚二人、及び前述のB支店で勤務していたと回答した二人が名前を挙げた同僚二人にも、同社での厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、申立期

間当時、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、申立期間当時の社長は、「事務手続は、全て妻が行っていた。」と述べているが、同氏の妻は、病気療養中とのことであり回答を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案 817

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 7 月 26 日まで  
国（厚生労働省）側の記録では、A 郵便局における厚生年金保険の加入記録は、平成 5 年 7 月 26 日から 7 年 3 月 28 日までとなっているが、実際には 4 年 11 月から勤務していた。  
勤務状況も変わらなかったため、申立期間も厚生年金保険に加入していたと思う。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げている同僚の証言及び B 株式会社 C 支店から提出された申立人に係る「月別勤務日数等調書」から、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 11 月 12 日から A 郵便局に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた 4 人には A 郵便局での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる別の同僚 4 人に照会を行ったところ、勤務開始時期について回答のあった 3 人には、自身が勤務したとする時期から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに、最短で約 6 か月、最長で約 6 年の未加入期間があることから、当該事業所では、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、前述の申立人が名前を挙げている同僚及び勤務開始時期について回答のあった同僚 4 人からは、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる資料及び証言等を得ることはできなかった。

さらに、A 郵便局は平成 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっており、B株式会社C支店は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入の取扱いについては、当時の担当者を確認できず、また、関係書類も残っていないため不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。